

(別紙)

「認証申請書記載事項に関する変更届」の提出が必要な事項

以下に示す事項に変更があった場合、別記様式第2号による届出が必要です。変更の際は、当該変更に係る認証申請書等の該当するページに変更後の状態を記載し、添付してください。

申請書等		変更事項	変更の際に事前 確認が必要な事項 (●印)	記事
名称	頁			
申請書	1	申請者住所		
	1	申請者氏名又は名称		
	1	代表者の氏名		
	1	工場の名称、所在地		
	1	工場責任者の氏名		
	1	申請者の電話番号及びFAX 番号		
別添 1	2	製造する品種	●	
	2	製造方式		
	2	製造工程(生揚げの製造工程あり/なし)	●	
	2	格付のための試料の検査(自社/委託)	●	
	2	製造の流れ※	●	※軽微な変更は除く
	3	工場施設の配置図※	●	※軽微な変更は除く
	4	機械施設の配置図※	●	※軽微な変更は除く
2	16	格付のための検査の委託先(Bシステム工場のみ)	●	
4	18	品質管理責任者	●	
6	20	格付責任者(Aシステム工場のみ)	●	
	20	格付検査担当者(Aシステム工場のみ)	●	
	21	公認官能検査員(Aシステム工場のみ)		
	22	格付担当者(Bシステム工場のみ)	●	
10	26	製造及び管理の外注	●	

【注意】

- ・「●」印の変更については、事前に変更後の内容が認証の技術的基準に適合しているかどうか、事前に確認調査等が必要となる場合がある事項です。変更前に事前に(一財)日本醤油技術センターにご相談ください。
- ・施設及び設備の変更に関しては、届出が必要か不要かの判断に迷われる場合が多いかと思われます。届出が必要な場合は、確認調査時に審査員が現地で届出を指示致しますので従ってください。

なお、変更届及び認証申請書の最新の様式は、下記の醤油技術センターのホームページからダウンロードできます。

アドレス <https://www.shoyu.or.jp/files#type-file>